

# 相模原市営峰山霊園

**所在地** 相模原市南区磯部4573番地2

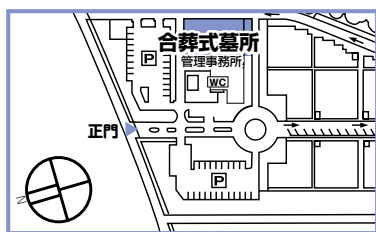
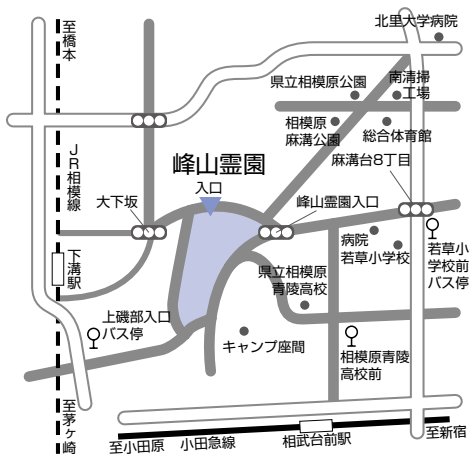
**交通のご案内**  
バス(相27) …JR相模原駅南口発(北里大学經由相武台前駅行)  
若草小学校前下車 徒歩20分  
(台13) …小田急線相武台前駅発(総合体育館前經由北里大学行)  
若草小学校前下車 徒歩20分  
(小11) …小田急線小田急相模原駅発(相武台グリーンパーク行)  
相模原青陵高校前下車 徒歩20分

**鉄道** JR相模線下溝駅下車 徒歩25分

**電話** 042-777-0487

**開園時間** 午前8時30分から午後5時

**休所日** 年中無休



## 相模原市役所お問合せ先

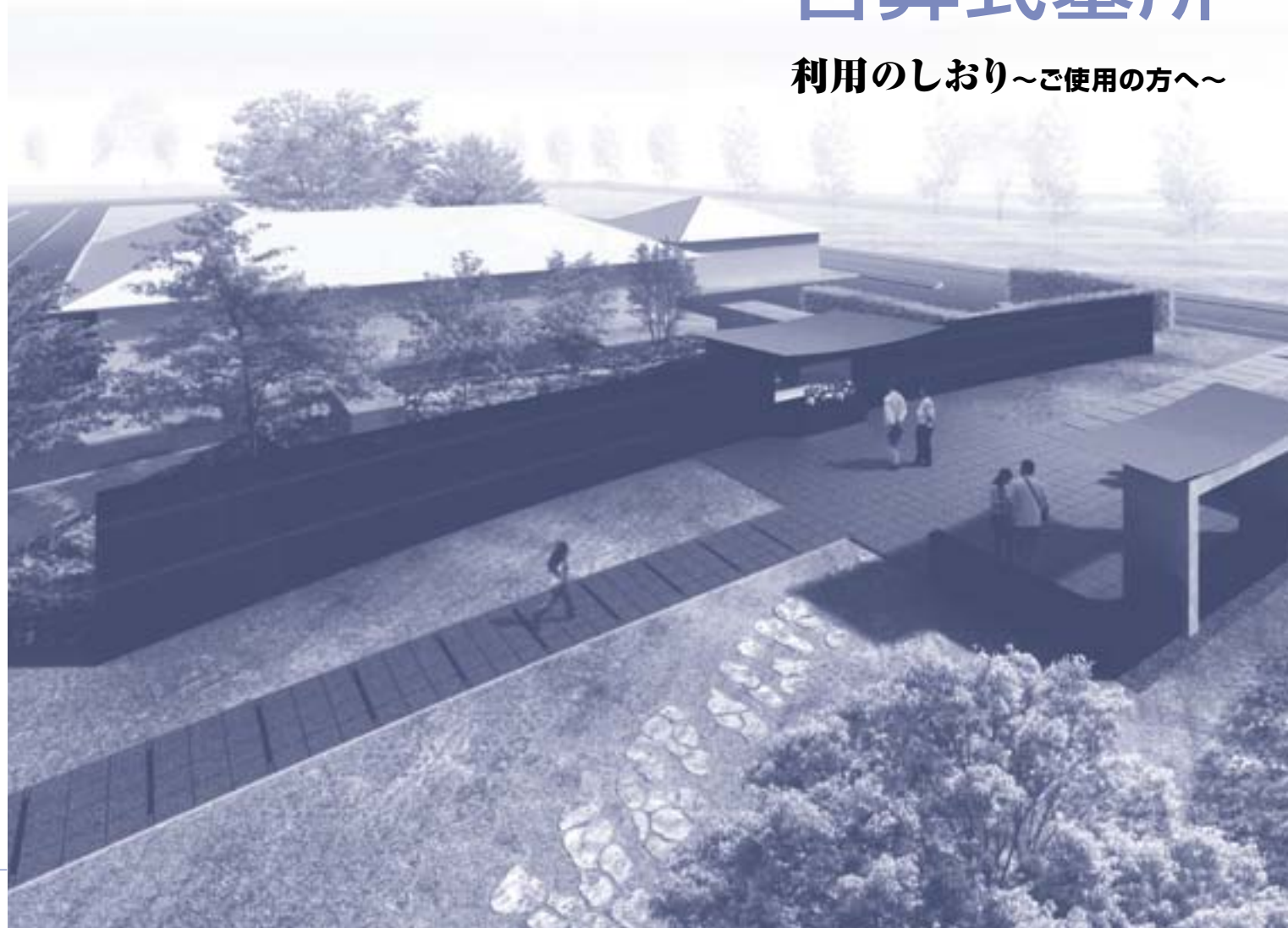
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市環境共生部公園課(本庁舎5階)

☎ 042(769)8243(直通) ☎ 042(754)1111(代表)  
FAX 042(759)4395

相模原市営

# 峰山霊園 合葬式墓所

利用のしおり~ご使用の方へ~



相模原市

## ● 焼骨の埋蔵について ~埋蔵する際の注意~

- 1 埋蔵予定の7日前までに、「焼骨等埋蔵等届」を管理事務所に提出してください(墓所使用許可証と死体(胎)埋火葬許可証(原本)が必要です)。
- 2 埋蔵するときは、「墓所使用許可証」に追加事項を記入しますので、必ず管理事務所にお寄りください。
- 3 有骨区分で当選された方は、許可日から1年以内に埋蔵しなければなりません。
- 4 埋蔵する焼骨の容器は、「焼骨の容器基準」に適合していなければなりません。
- 5 埋蔵できるのは焼骨のみで、遺品や遺髪等は埋蔵できません。

## ● 埋蔵室・合葬室について

- 1 使用許可日から20年間は埋蔵室に骨壺の状態で保管し、20年経過後は骨壺から袋に移しかえ、他の焼骨と一緒に合葬室に埋蔵します。
- 2 埋蔵室・合葬室へは立ち入ることはできません。
- 3 埋蔵された焼骨及び骨壺は、原則として返還いたしません。

## ● 記名板の使用について

### 1 施工上の注意

- (1) 記名板に氏名を彫刻する費用は、使用者の負担です。
- (2) 当霊園の「指定工事店」はありません。また、市(管理事務所を含む)では、工事店の選択等についてのご相談に応じることができません。
- (3) 「記名板の使用基準」により施工してください。
- (4) 日曜日、祭日、お盆、お彼岸の期間中には、工事はできません。
- (5) 施工者は、作業前及び作業終了後、必ず管理事務所に寄り、備え付けの管理簿に記帳して作業を開始してください。
- (6) 工事の際、水道使用は許可しますが、工事残排水はお持ち帰りください。
- (7) 霊園内では、工事で使用する資器材は洗わないでください。
- (8) 工事完了後は、すみやかに残材等を霊園から搬出・処理し、現場を汚さないでください。
- (9) 作業終了後は、必ず清掃してください。
- (10) 管理事務所の指示に従って施工してください。

※記名板は希望者のみ使用できるもので、使用義務はありません。  
 ※記名板には、氏名以外のものは彫刻できません。

### 2 記名板の使用手続き

- (1) 工事着手日の7日前までに「合葬式墓所記名板作業届」を管理事務所に提出し、確認を受けてください(墓所使用許可証の写しが必要です)。
- (2) 工事完了後7日以内に「合葬式墓所記名板作業届」の写しを管理事務所に提出し、記名板使用基準適合の検査を受けてください。

## ● 焼骨の容器基準

- 1 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル以下であること。
- 2 高さが27センチメートル以下であること。
- 3 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- 4 桐箱、骨覆等の外装を施していないこと。

## ● 記名板の使用基準

- 1 1名分につき、縦13.5センチメートル、横2.5センチメートルの枠内に縦書きで調和のとれた文字で彫刻してください。
- 2 合葬式墓所記名板作業届の提出された順に記名板の最上段の右端から順次左に向かって、連続して氏名を彫刻し、左端まで彫刻されたら、改行して次の下段の右端から彫刻してください。
- 3 氏名と氏名の間は横1センチメートルの間隔を空けてください。それ以上の間隔を置くことはできません(左右端では1.5センチメートルの間隔を空けてください)。
- 4 列の氏名と氏名の間は、真上の枠の底辺から縦2.5センチメートルの間隔を空けてください。それ以上の間隔を置くことはできません。
- 5 彫刻される氏名の字体は、楷書体とします。
- 6 生前中に氏名を彫刻するときは、彫刻した文字を朱色に塗装してください。なお、朱色は、当該氏名の遺骨が埋蔵されるときに抜いてください。
- 7 墓所の管理上、必要と認めるときは、記名板の作業日時を指定する場合があります。

## ● 休憩室の利用案内



- 1 **休憩室**  
和室10畳2室(20畳1室として利用可能)
- 2 **利用時間**  
午前9時～午後4時
- 3 **使用料**  
1時間700円/1室
- 4 **申込み**  
利用日の3ヶ月前から管理事務所にて受付  
※電話等で仮予約する場合、翌日から起算して3日以内に申込手続きをしてください。手続きがなく、他の申込者があった場合、その方を優先することになりますのでご注意ください。  
※法事等のご利用の場合は、ご相談ください。

## ● 承認申請、届出について

事項	届出と必要書類	窓口
焼骨を埋蔵するとき	○ 焼骨等埋蔵等届 ・墓所使用許可証 ・死体(胎)埋火葬許可証	霊園管理事務所
記名板に氏名を彫刻するとき	○ 合葬式墓所記名板作業届 ・墓所使用許可証の写し	
使用者の氏名、住所、本籍に変更があったとき	○ 墓所使用許可証記載事項変更届 ・墓所使用許可証 ・住所変更→住民票 ・氏名・本籍変更→戸籍謄本等	市役所公園課
墓所使用者が死亡したとき(承継するとき) <small>※生前2体用に申込みの場合で、使用者が先に亡くなった場合に限り、もう一人の埋蔵予定者が権利を承継することができます。</small>	○ 墓所使用権承継届 ・墓所使用許可証 ・前・新使用者の戸籍・改製原戸籍・除籍謄本等 ・新使用者の住民票 (使用許可証交付手数料 300円)	
墓所を返還するとき	○ 墓所返還届 ・墓所使用許可証	
墓所使用許可証の再交付(き損、紛失等)	○ 墓所使用許可証再交付申請書 ・住民票 (使用許可証交付手数料 300円)	

## ● 注意事項

### ○ 墓所使用料について

- ・墓所使用料は、使用許可時に一括で納付していただけます。既納の墓所使用料は原則として返還いたしません。未使用で2年以内に返還するときは、50%還付します。

### ○ 次の事由に該当すると使用許可が取り消される場合があります。

- ・不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき。
- ・墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき。
- ・墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
- ・有骨区分で申し込んだ墓所使用者が、墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に該当する焼骨を埋蔵しないとき。
- ・墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき。